

令和5年度 就学相談について



高知市教育研究所

目 次

1 就学相談の流れ	1
2 学校見学について	2
3 知能検査の実施について	3
4 高知市教育支援員会について	3
5 「個別移行支援計画」について	3
6 引き継ぎ会について	4
7 特別支援学校について	5
8 特別支援学級について	7
9 通級による指導について	11
10 医療的ケアが必要な子どもの相談について	11
11 放課後の過ごし方について	12

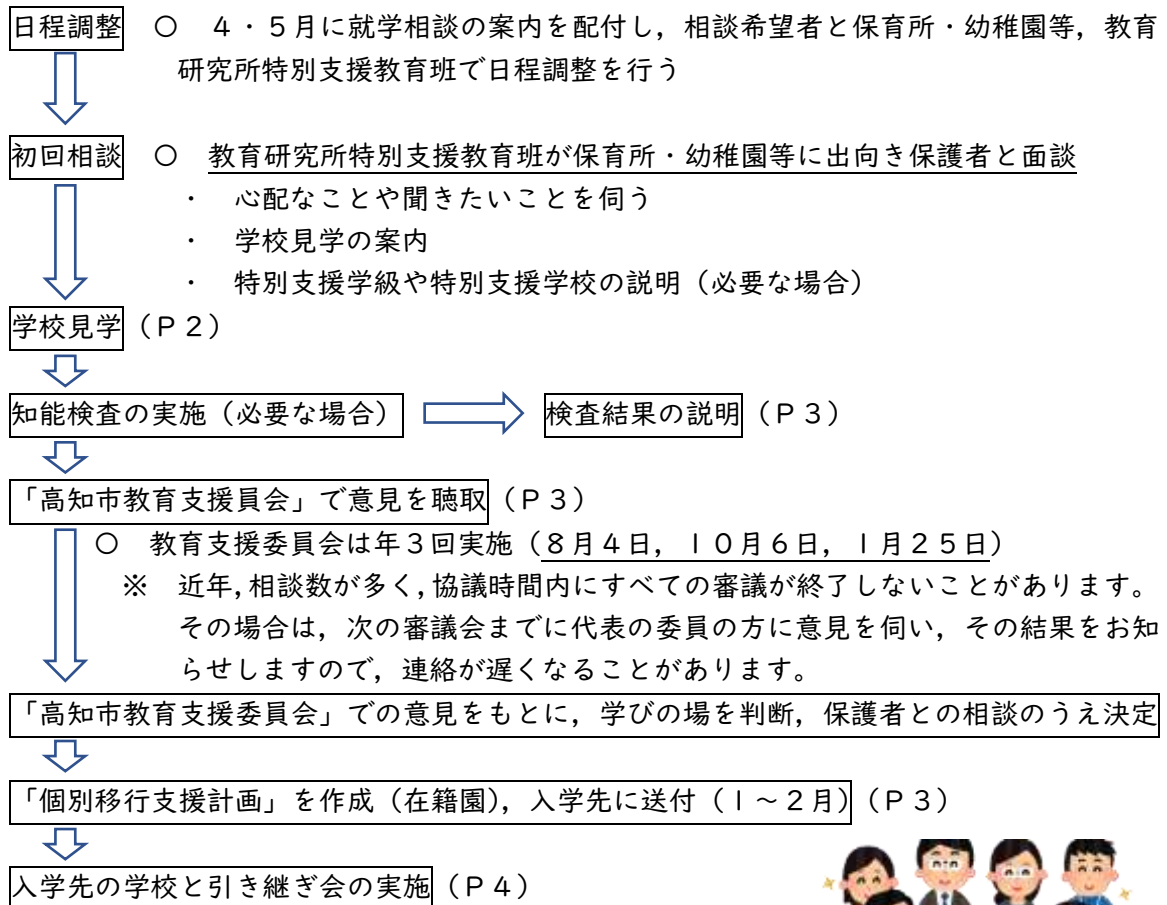
資料1 令和5年度 就学相談 年間の流れ

資料2 個別移行支援計画(様式)

資料3 障害福祉サービスの利用方法について



I 就学相談の流れ（5歳児）



○ 初回相談の後は，主に担当との電話での相談・確認となりますが，検査や対面での相談が必要な場合はご連絡させていただきます。また，保護者の方が相談したいことや分からないことがあったり，対面での相談を希望されたりする場合はいつでもご連絡ください。

○ 特別支援学校や特別支援学級への入学・入級については，特に保護者から提出していただく文書等はありません。1月末から2月の初めには，高知市立学校の場合は高知市教育委員会から，高知県立学校の場合は高知県教育委員会から「入学通知書」が届けられます。

○ 小学校等の通常の学級を希望される場合は，初回相談の後，引き継ぎのみを実施することもあります。

2 学校見学について

(1) 特別支援学校の学校見学・体験入学

特別支援学校には、学校見学や体験入学の日を決めている学校や保護者の希望に応じて電話連絡の後、学校見学日を設定する学校などがあります。体験入学・学校見学申し込みについては保護者や在籍園から問い合わせをお願いいたします。

- 体験入学を実施する学校では、特別支援担当保育士や加配教員の参加をお願いする場合があります。
- 特別支援学校の見学については、可能であれば子どもさんも一緒に行っていただくと、学校も子どもさんの様子が分かるのでよいのではないかと思います。見学申し込みの際に確認していただいたらと思います。
- 必要に応じて、教育研究所の担当が同行させていただくことがあります。

(2) 小学校・義務教育学校の学校見学

小学校・義務教育学校の学校見学は1学期と2学期に予定しています。初回相談時に見学先の学校の日時をお伝えします（見学者が複数おられますので、できるだけ設定日での学校見学をお願いしております）。参加される場合は、教育研究所から各小学校等へ子どもさんの名前や園名、見学者等を伝えておきますので、都合により参加できなくなった場合は、教育研究所にご連絡ください。

- 小学校・義務教育学校の見学は、基本的に保護者のみでお願いしております。
- 見学には徒歩か自転車等で来ていただくようお願いいたします。諸事情で車を利用された場合は、事前に相談担当までお知らせください。
- 見学の案内は小学校の管理職等をお願いしております。必要に応じて教育研究所特別支援教育班が同行することがあります。



3 知能検査の実施について

医療等で実施されている場合は検査結果の提出をお願いしております。検査を実施していない場合などは、保護者の希望や了承のもと、教育研究所特別支援教育班で知能検査（田中ビネーVなど）を実施しています。

特別支援学校や特別支援学級を希望または検討されている場合は検査結果が必要になります。また、通常の学級を希望されている場合も検査を実施することで子どもの支援方法について、一緒に考えることができます。

教育研究所に来所していただき、特別支援教育相談員が検査を実施する場合と相談担当が在籍園に出向いて検査を実施する場合があります。

検査結果は後日、教育研究所または在籍園にて説明をさせていただきます。

4 高知市教育支援委員会について

教育支援委員会のメンバーは、医師や大学教授、特別支援学校教職員、保育・幼稚園長代表など15名で構成されています。

相談のあった一人一人の子どもについて、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見及び各関係機関の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた、総合的な観点から就学先についての意見を伺います。

- 教育支援委員会では、保護者の了承のもと、教育研究所の相談担当から諸検査の結果や子どもの様子、保護者の希望などについて説明し、委員の方の意見を伺います。
- 教育支援委員会での意見をもとに、高知市教育委員会が学びの場を判断し、保護者と相談のうえ、決定しています。
- 教育支援委員会は年3回（8月4日、10月6日、1月25日）実施しています。近年、相談数が多く、時間内にすべての審議が終了しないことがあります。その場合は、次の審議会までに代表の委員の方に意見を伺い、その結果をお知らせしますので、連絡が遅くなることがあります。

5 「個別移行支援計画」について（資料2参照）

個別移行支援計画は、入学先の学校に、子どもの様子を伝えるとともに、入学先でも気を付けてもらいたいことや支援方法などを記載し、引き継ぐものです。

作成は特別支援担当保育士や加配教員、クラス担任が行います。

【フェイスシート】

1枚目のフェイスシートには、名前・生年月日・住所・家族構成・連絡先などの他、診断名や医療機関、諸検査の記録や保護者・本人の願いなどを記載します。

保護者に記入していただいてもかまいませんし、担任・担当が記入をして保護者に確認

してもらってもかまいません。

【子どもの様子や入学後を想定した手立てなど】

2枚目以降は、基本的な生活習慣、集団行動・対人関係、運動、意思疎通・表現などについて子どもの様子とそれに対する入学後を想定した支援方法を必要な欄に記載します。

※ 個別移行支援計画は保育所・幼稚園等が作成後、保護者が内容を確認しフェイスシートに自署をします。

※ 個別移行支援計画は2月初旬までに保育所・幼稚園等から入学する学校に送ります。

※ 入学後も支援を継続していくために、小学校や特別支援学校では「**個別の教育支援計画**」「**個別の指導計画**」を作成します。通常の学級に在籍する場合も発達障害の診断があったり、特別な支援が必要であったりする場合は学校に作成をお願いしています。

6 引き継ぎ会について

(1) 特別支援学校

特別支援学校の場合は、入学前に入学準備説明会などを実施し、事前に保護者から話を聞く時間を設けています。引き継ぎは在籍園と学校の2者で実施するなど、学校によって違いがありますので、園・保護者から直接確認をお願いします。

(2) 小学校・義務教育学校

小学校・義務教育学校の場合は、2～3月に小学校か在籍園で引き継ぎ会を実施します。事前に学校に送付した「個別移行支援計画」を参考にしながら、保護者・在籍園・学校の3者で引き継ぎ会を行うようお願いします。必要に応じて、教育研究所特別支援教育班担当も参加します。

12月に教育研究所から引き継ぎをお願いする児童名簿を小学校等に送付します。その後、小学校等から在籍園に日程調整の連絡がありますので、園を通して保護者との日程調整をお願いします。



7 特別支援学校について

(1) 特別支援学校の種別

- ・ 知的障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 病弱
- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚障害

(2) 高知市が校区となる特別支援学校

	学 校 名	備 考
視 覚 障 害	高知県立盲学校	
聴 覚 障 害	高知県立高知ろう学校	
知 的 障 害	高知市立高知特別支援学校	
	高知大学教育学部附属特別支援学校	定員3名
	高知県立日高特別支援学校	
	高知県立山田特別支援学校	
肢 体 不 自 由	高知県立高知若草特別支援学校	
	高知県立高知若草特別支援学校 子鹿園分校	
	高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	
病 弱	高知県立高知江の口特別支援学校	

※ 高知県の特別支援学校は「高知市特別支援教育就学の手引き」にも詳しく掲載しています。

※ 高知県立日高特別支援学校は、高知市に「しんほんまち分校」と「みかづき分校」があります。「しんほんまち分校」は中学部・高等部のみ、「みかづき分校」は高等部のみとなっています。

(3) 1クラスあたりの人数や担任数について

小学部・中学部は、1クラスの人数が6名までです。基本的に同学年になりますが、人数が少ない場合は2学年で1クラスになることもあります。

担任は1クラスに1名となっていますが、2名以上で支援をしていることが多いです。

(4) 特別支援学校の就学先決定について

特別支援学校が対象になる場合は、高知市教育委員会が判断をした後、相談担当から保護者に連絡させていただきます。

特別支援学校に就学される場合は、12月初めまでに希望の就学先を決定してください。

知的障害特別支援学校を希望される方で高知大学教育学部附属特別支援学校を受検される場合は合否が分かるのが12月になります。そのため附属特別支援学校が不合格となった場合の希望就学先を決定しておいてください。

(5) 特別支援学校の対象となる基準

※ 高知大学教育学部附属特別支援学校は独自の合格者選定となりますので、この基準の限りではありません。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

学校教育法施行令第 22 条の 3 参照

8 特別支援学級について

特別支援学級とは、特別な支援が必要な子ども一人一人に応じた教育を行うため、小・中義務教育学校に設置された障害種別ごとに編成された少人数の学級をいいます。

(1) 特別支援学級の障害種別

- ・ 知的障害
- ・ 難聴
- ・ 肢体不自由
- ・ 言語障害
- ・ 病弱・身体虚弱
- ・ 自閉症・情緒障害
- ・ 弱視

(2) 1学級当たりの人数

8名まで（在籍する人数によって、1～6年まで複数の学年が在籍します）

(3) 担任について

1学級に担任が1名います。特別支援学級の担任は、特別支援学級で指導に当たる場合と交流学級（通常の学級）に行って、指導や支援をする場合があります。

(4) 交流学級について

特別支援学級に在籍していても通常の学級（交流学級）で学習をすることもあります。交流学級で過ごす時間は一人一人の子どもの様子によって変わってきます。通常の学級における支援でも学校生活が送れるようになれば、様子に応じて通常の学級に学籍を移すこともあります。

(5) 知的障害特別支援学級について

① 知的障害のあるお子さんの学習については次のような視点が大切です。

- ア 子どもの様子や発達段階に応じた指導内容にする
- イ 時間割や学習環境を整え、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする
- ウ 日常生活や社会生活に必要な力や習慣が身に付くようにする
- エ 将来の自立に向けて、働くために必要な知識や技能、態度が育つようにする
- オ 生活に結び付いた具体的な活動に取り組むことで知識や技能の定着を図る
- カ 多様な生活経験を通して、生活の質が高まるように支援する
- キ 意欲的に取り組めるように、子どもの興味・関心のあることを学習に取り入れたり、教材を工夫したりする
- ク 子どもが自分から活動できる場を増やし、成功体験を積む経験を増やす
- ケ 集団の中で自分の役割が発揮できるように支援する
- コ 発達のアンバランスさや情緒的な不安定さなどに配慮した支援をする

② 「各教科等を合わせた指導」について

前述のような学習の視点を大切にするために、知的障害特別支援学級においては、教育課程に「各教科等を合わせた指導（日常生活の指導や遊びの指導，生活単元学習，作業学習）」を取り入れ，実際に日常生活に即した学習を具体的，体験的に行い，自信や意欲を育むことができるように学習を進め，将来の生活に役立つ「生きる力」を身に付けていきます。

ア 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について学習します。衣服の着脱や手洗い，排せつなど基本的な生活習慣の内容，あいさつや言葉遣いなどの日常生活や社会生活において，習慣的に繰り返される，必要で基本的な内容が取り上げられます。

イ 生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり，課題を解決したりするために一連の活動を組織的に経験することによって，自立や社会参加のために必要な事柄を実際的，総合的に学習します。

ウ 遊びの指導（小学部，小学生対象）

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み，身体活動を活発にし，仲間とのかかわりを促し，意欲的な活動を育み，心身の発達を促していきます。

エ 作業学習（中学部，中学生以上）

作業活動を学習活動の中心にしながら，児童生徒の働く意欲を培い，将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習します。



(6) 知的障害特別支援学級以外の特別支援学級について

知的障害特別支援学級以外の特別支援学級は、基本的に知的障害のない児童で、それぞれの障害種別の支援が必要な児童が対象になります。小・中学校等の通常の学級の教育課程に加えて、「自立活動」を行うこととなっています。

① 「自立活動」とは

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別に設けられた指導領域です。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導と、各教科等の指導を通じて適切に行うものがあります。

基本的に学校の教育活動全体を通じて行います。

② 自立活動の内容（6区分27項目）

- ア 健康の保持
- イ 心理的な安定
- ウ 人間関係の形成
- エ 環境の把握
- オ 身体の動き
- カ コミュニケーション

すべての内容を扱うのではなく、子どもの様子や課題に応じて必要な区分・項目を選択し、教育活動全体を通じて行います。

③ 自立活動の活動例

ア 肢体不自由特別支援学級の児童で歩行はできるものの不安定さがある場合、周りに友達が多い時や階段昇降の際に転倒の危険を避けるよう注意する必要があります。そのため、特別教室に移動する際、荷物をリュックサックに入れて移動したり、階段昇降は、人通りの多い時を避け、手すりをしっかり持って昇降したりすることをその都度確認していきます。

イ 病弱・身体虚弱特別支援学級の児童で運動制限などがある場合、低年齢の時は、遊びたくて無理をしてしまうなど体調管理が難しかったり、友達と同じようにできないことで悩んだりすることがあります。そのため、年齢に応じた病気への理解をすすめるとともに、学校生活で気を付けなければいけないことを一緒に考えていきます。また、体育などの時間はできる範囲で参加したり、別の活動に取り組んだりします。

ウ 弱視特別支援学級の児童で眼鏡をかけても遠くが見えなかったり文字が小さいと見えにくかったりする場合は、学習の際に単眼鏡や拡大読書器、タブレット端末などを活用して学習していく必要があります。そのため、必要な道具や機器が上手く使えるように個別に学習していきます。

エ 難聴特別支援学級の児童で補聴器を装着している場合、補聴器の扱いや保管方法などが自己管理できるようにしていきます。また、必要に応じて静かで学習しやすい特別支援学級において学習に取り組みます。

オ 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童で相手の気持ちを察することが苦手な場合、友達が不快に感じることを何気なく言ってしまうことがあります。そのため、場面に応じた友達への声がけの仕方などを具体的に例示して学んでいきます。

(7) 特別支援学級が対象となる障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達に遅れがあり、他人とコミュニケーションをとることに軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が難しい

イ 肢体不自由者

補装具を使用しても歩いたり、文字を書いたりすることなど日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が継続して切れ目なく起こったり、または一定の時間をおいて起こったりやんだりするために医療又は生活の管理を必要とする
- 二 身体虚弱の状態が継続して切れ目なく起こり生活の管理を必要とする

エ 弱視者

拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等の視覚による認識が難しい

オ 難聴者

補聴器等を使用しても通常の話し声を解することが難しい

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、その程度が著しい

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉スペクトラム症又はそれに類するもので、他人とのコミュニケーションや対人関係の形成が困難である
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が難しい

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）【25文科初第756号】参照

9 通級による指導について

通級による指導では、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害による学習上又は生活上の困難を解決するために週に1時間程度、個別に自立活動や教科の補充などを行います。

小学生は保護者の送迎が必要となります。

	設置学校	連絡先
ことばの教室 (言語障害通級指導教室)	第六小学校	(088) 822-2821 直通
	はりまや橋小学校	(088) 882-0273 直通
わくわく教室 (LD・ADHD通級指導教室)	潮江小学校	(088) 832-4492
	潮江中学校	高知市教育研究所 特別支援教育班

通級指導教室		担当する学校
言語障害	第六小	第四小, 第六小, 江ノ口小, 旭小, 旭東小, 潮江小, 小高坂小, 秦小, 初月小, 横浜小, 長浜小, 朝倉小, 鴨田小, 一ツ橋小, 朝倉第二小, 潮江南小, 神田小, 横浜新町小, 横内小, 鏡小, 春野東小, 春野西小, 行川学園(前期)
	はりまや橋小	江陽小, 潮江東小, 昭和小, 浦戸小, 三里小, 五台山小, 高須小, 布師田小, 一宮小, 久重小, 介良小, 大津小, 泉野小, 一宮東小, 十津小, 介良潮見台小, はりまや橋小, 土佐山学舎(前期)
LD・ADHD	潮江小	市立の全小学校・義務教育学校(前期)
	潮江中	市立の全中学校・義務教育学校(後期)

10 医療的ケアが必要な子どもの相談について

たんの吸引や経管栄養, 導尿など医療的なケアが必要で小学校等への就学に向けて, 年長になる前に相談を希望される場合は, 教育研究所特別支援教育班(832-4492)へご連絡ください。

高知市立小・中・義務教育学校・特別支援学校では, 「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づき, 主治医からの意見書をもとに, 医療的ケアの実施が可能と認めた者について, 訪問看護ステーションへの委託等により, 学校における医療的ケアを実施しています。

II 放課後の過ごし方について

(I) 「放課後児童クラブ」

保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために学校の敷地内に設置されています。担当課は、高知市こども未来部子ども育成課です。

(子ども育成課：高知市役所本庁舎3階 TEL：088-823-9482)

① 開設日及び開設時間

ア 通常開設……放課後～18時

○ 学校の放課後

イ 一日開設……8時～18時

○ 春休み・夏休み・冬休みの長期休業日

○ 学校の代休日

○ 5月・6月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月の各第三土曜日

※ 上記第三土曜日が祝日の場合は、第二土曜日に開設

② 休会日

○ 土曜日（上記の開設する土曜日を除く）、日曜日、祝日

○ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○ 新年度準備日（年度末の2日間を予定）


③ 保護者負担金

○ 児童1人につき、月額8,100円です。日割制度はありません。

○ 児童クラブ保護者負担金の減免を申請することができる場合があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。申請は年度毎の受付です。

④ 《通常開設の場合（過ごし方の例）》

下校時	あいさつ 連絡帳提出	・健康状態等の確認 ・連絡事項の確認
	学習	・早退児童の確認 ・宿題などを自主的に取り組む
	遊び	・天気の良い日はできるだけ屋外で遊ぶ 屋内…読書、ブロック、折り紙など 屋外…ボール遊び、遊具を使用しての遊び、鬼ごっこなど
	おやつ	
	片付け・掃除	

18:00	帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・本や紙芝居の読み聞かせ等 ・片付け 	
	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・一日のふり返り ・帰宅準備 ・連絡、注意事項の伝達 ・帰宅時の安全指導 ・帰宅 	

一日開設の場合は、8時～18時で同様の過ごし方です。お弁当の持参が必要です。

※ 入会の申し込み受付は、令和6年1月の予定です。

(2) 「放課後等デイサービス」

特別な支援が必要な児童生徒が対象の福祉サービスです。下校の時間に、事業所が学校まで迎えに来てくれ、放課後の時間帯を事業所で過ごします。過ごし方については、各事業所の特色がありますので、利用開始までに事業所見学等をされることをお勧めします。

放課後等デイサービスの事業所には利用者の定員があります。利用を希望される場合は、早めに相談を開始されることをお勧めします。

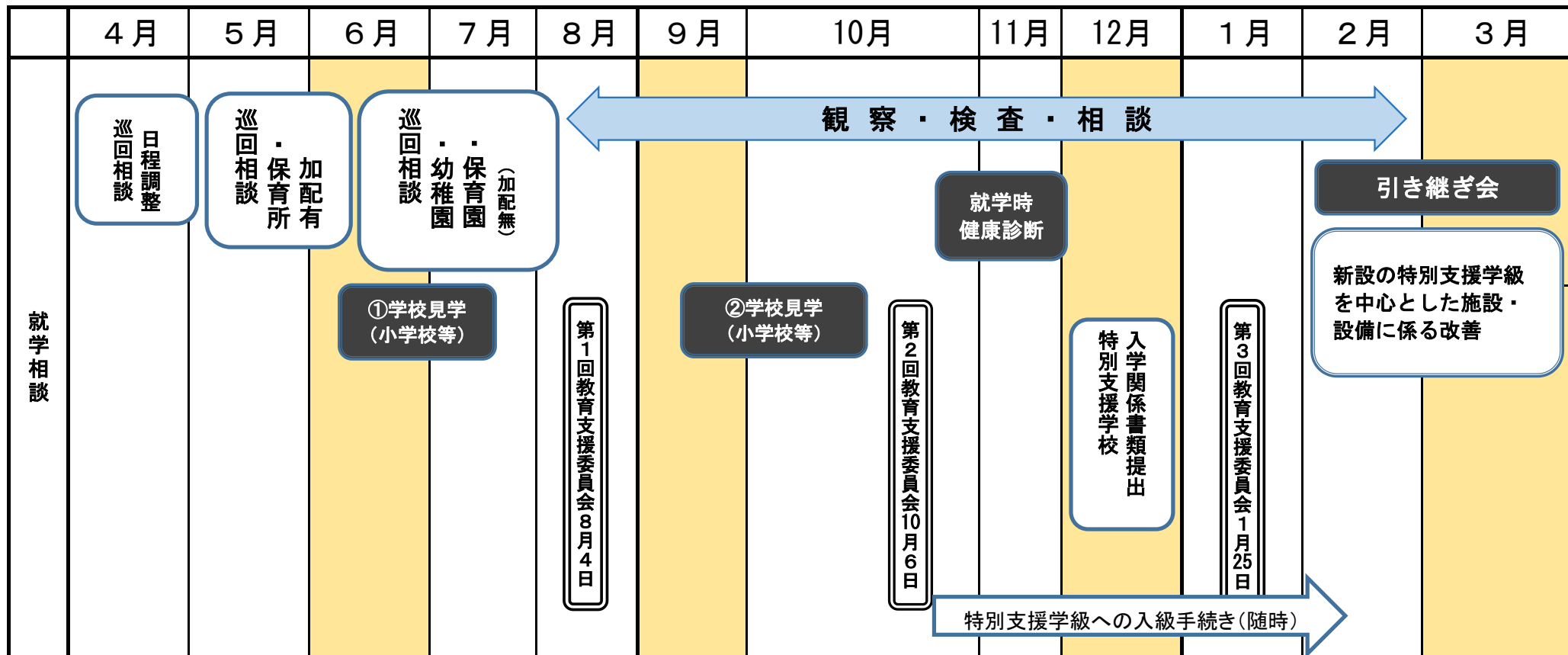
担当課は障がい福祉課地域生活支援室 障がい福祉サービス担当（高知市役所本庁舎1階110窓口 TEL：088-823-9378）ですが、まずはお住いの地域を担当している高知市障害者相談センターにご相談ください。（資料3参照）

(3) 「放課後子供教室」（県立山田特別支援学校内）

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう学習や体験・交流活動などを行います。高知県立山田特別支援学校に開設されています。担当課は高知県教育委員会事務局 生涯学習課（高知県庁西庁舎 TEL：088-821-4745）です。高知県立山田特別支援学校に在籍の児童生徒が利用できます。

令和5年度 就学相談 年間の流れ

資料1



備考

- 就学相談に関わる学校見学について
 - ・ ①6月末～7月初旬, ②9月～10月初旬の間で各1日(2日間), 学校見学の日時を設定しています。見学希望がある場合は教育研究所から各小学校へ参加者を連絡しておきますので, 参加できなくなった場合は教育研究所(832-4492)にご連絡ください。
 - ・ 学校見学は基本的に保護者のみの参加になります。駐車場が限られますので徒歩又は自転車(バイク)等で参加をお願いします。
 - ・ 学校見学の対応は各校の管理職等が行います。必要に応じて教育研究所の担当も参加させていただきます。
- 就学先の決定について
 - ・ 就学先(特別支援学校・特別支援学級・通常の学級)については, 保護者の了承のもと, 8月・10月・1月に開催される高知市教育支援委員会において, 子どもさんの様子や診断, 知能検査結果, 保護者の希望などをもとに意見を聴取します。そこで出された意見をもとに高知市教育委員会が学びの場について判断します。
- 引き継ぎについて
 - ・ 保護者の方の了承のもとに, 在園する幼稚園・保育園等で引き継ぎ文書(個別移行支援計画)を作成し, 入学先へ提出します。小学校へ入学される場合は, 保護者・幼稚園保育園等・小学校の3者で引き継ぎ会を行います。

【資料2】

個別移行支援計画（就学期）

令和 年 月 日作成

本人	ふりがな	性別		生年月日	平成 年 月 日 (歳 か月)
住所	〒			連絡先	自宅: 携帯: (所有者:)
保護者	続柄()			連絡先	携帯: (所有者:)
診断名 (疑い含む)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (診断名: 診断日: 年 月 日)				
医療機関 主治医名					
手帳 (種類・等級)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	身体(種 級 取得日: . .) 療育(A1 A2 B1 B2 取得日: . .) 精神(取得日: . .)	サポート ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
在籍園等	立 園		担当者氏名:	TEL	
	在宅	利用機関	担当者氏名:	TEL	
諸検査の 記録	検査名	実施年月日	結果	検査者	
家族構成	名前	続柄	年齢	職業等	健康状態
利用している機関	<input type="checkbox"/> 医療機関(受診中() 予約中【予約日:R . . 】) <input type="checkbox"/> 療育福祉センター(受診中() 予約中【予約日:R . . 】)				
現在の 状態・様子					
保護者の 願い					
本人の 願い					
保護者の 確認	・フェイスシート及び子どもの様子, 支援の手立てについて承諾しました。 (確認者:) ※確認者自筆のこと				

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）
 作成者名（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
基 本 的 生 活 習 慣	食事 ・ 介助 ・ 偏食 ・ 時間		
	排泄 ・ 介助 ・ 間隔		
	着替え ・ 着脱 ・ 服の始末		
	身辺処理 ・ 整理整頓 ・ 持ち物の管理		
	その他 ・ 疾病上の注意 ・ アレルギー等		

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
運 動	粗大運動 ・ 走る ・ 跳ぶ ・ 基本的な体の動き		
	微細運動 ・ 手先の器用さ		
	その他		
意 思 疎 通 ・ 表 現	聞くこと ・ 指示の理解 ・ 聞き漏らしの有無		
	話すこと ・ 速さ ・ 流暢性 ・ 内容の整理		
	話し言葉以外の表現 ・ 書くこと ・ 身振り		
	パニック等 ・ 様子 ・ 継続時間 ・ 起きる状況		
	その他		

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点	子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
注 意 集 中 ・ 意 欲	集中力	
	多動性	
	衝動性	
	活動意欲	
	その他	
集 団 行 動 ・ 対 人 関 係	集団の中での様子	
	対人関係	
	その他	

個別移行支援計画（就学期） 園名（ ） 名前（ ）

観 点		子どもの様子	入学後に想定される支援や手立て
感 覚 ・ し 好	得意なこと ・ 好きなこと		
	苦手なこと ・ 嫌いなこと		
	その他		
登下校			
放課後 ・ 長期休業中			
家庭での配慮			
入学式での配慮			
その他			

障害福祉サービスの利用方法について

平成 27 年度からサービスの利用については、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の提出が必須となります。

お住まいの地域に障害者相談センターがありますので、お気軽にご相談ください。

障害者相談センター

	担当地域	センター名称	所在地	電話番号 F a x 番号
東 部	布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知	障害者相談センター ー東部	葛島 4 丁目 3-3 東部健康福祉センター 1 階	088-882-9391 088-885-3556
西 部	朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡	障害者相談センター ー西部	旭町 2 丁目 21-6 障害者福祉センター 2 階	088-802-8166 088-802-8167
南 部	潮江・長浜・御畳瀬・浦戸・春野	障害者相談センター ー南部	百石町 3 丁目 1-30 南部健康福祉センター 1 階	088-856-9255 088-856-9257
北 部	一宮・秦・江の口・小高坂・上街・高知街・土佐山	障害者相談センター ー北部	丸ノ内 1 丁目 2-40 総合あんしんセンター 3 階	088-820-5211 088-856-5549

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス】

- ・居宅介護（身体介護・家事援助）
- ・通院等介助（身体介護を伴う，身体介護を伴わない）
- ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援 ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・地域移行支援 ・地域定着支援
- ・指定計画相談支援

【児童福祉法に基づく通所サービス】

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児相談支援



放課後等デイサービスの利用を希望される場合は、なるべく早めに障害者相談センターにご相談ください。

高知市障害者相談センター 担当地域（詳細）

圏域	大街	担当町名
東部	布師田	布師田
	大津	大津甲, 大津乙
	五台山	吸江, 五台山, 屋頭
	高須	高須, 高須砂地, 高須本町, 高須新木, 高須1~3丁目, 高須東町, 高須西町, 高須絶海, 高須大谷, 高須大島, 高須新町1~4丁目, 葛島1~4丁目
	介良	介良甲, 介良乙, 介良丙, 介良, 潮見台1~3丁目
	南街	中の島, 九反田, 菜園場町, 農人町, 城見町、堺町, 南はりまや町1~2丁目, 弘化台
	北街	桜井町1~2丁目, はりまや町1~3丁目
	下知	宝永町, 弥生町, 丸池町, 小倉町, 東雲町, 日の出町, 知寄町1~3丁目, 青柳町, 稲荷町, 若松町, 高桶町, 杉井流, 北金田, 南金田, 札場, 南御座, 北御座, 南川添, 北川添, 北久保, 南久保, 海老ノ丸, 中宝永町, 南宝永町, 二葉町
	三里	池, 仁井田, 種崎, 十津1~6丁目
西部	朝倉	朝倉甲, 朝倉乙, 朝倉丙, 朝倉丁, 朝倉戊, 朝倉己, 曙町1~2丁目, 朝倉本町1~2丁目, 若草町, 若草南町, 鶴来巢, 横山, 針木東町, 大谷公園町, 朝倉南町, 朝倉横町, 朝倉東町, 朝倉西町1~2丁目, 針木北1~2丁目, 針木本町, 針木南, 針木西, 宗安寺, 行川, 針原, 上里, 領家, 唐岩
	鏡	鏡大河内, 鏡小浜, 鏡大利, 鏡今井, 鏡草峰, 鏡白岩, 鏡狩山, 鏡吉原, 鏡的淵, 鏡去坂, 鏡竹奈路, 鏡敷ノ山, 鏡柿ノ又, 鏡横矢, 鏡増原, 鏡葛山, 鏡梅ノ木, 鏡小山
	旭街	玉水町, 縄手町, 鏡川町, 下島町, 旭町1~3丁目, 赤石町, 旭駅前町, 元町, 南元町, 旭上町, 水源町, 本宮町, 上本宮町, 大谷, 岩ヶ淵, 鳥越, 塚ノ原, 西塚ノ原, 長尾山町, 佐々木町, 横内, 口細山, 尾立, 蓮台, 中須賀町, 旭天神町, 北端町, 山手町, 石立町, 城山町, 東石立町, 東城山町, 福井扇町, 福井東町, 福井町
	初月	東久万, 中久万, 西久万, 南久万, 万々, 中万々, 南万々, 柴巻, 円行寺, 一ツ橋町1~2丁目, みづき1~3丁目, みづき山
	鴨田	鴨部, 神田, 鴨部高町, 鴨部上町, 鴨部1~3丁目
南部	潮江	土居町, 役知町, 潮新町1~2丁目, 仲田町, 北新田町, 新田町, 南新田町, 梅ノ辻, 棧橋通1~6丁目, 天神町, 筆山町, 塩屋崎1~2丁目, 百石町1~4丁目, 南ノ丸町, 北竹島町, 北高見町, 高見町, 幸崎, 小石木町, 大原町, 河ノ瀬町, 南河ノ瀬町, 萩町1~2丁目, 南竹島町, 竹島町, 六泉寺町, 孕西町, 孕東町, 深谷町, 南中山, 北中山,
	長浜	長浜, 長浜宮田, 長浜蒔絵台1~2丁目, 横浜, 瀬戸, 瀬戸西町1~3丁目, 瀬戸東町1~3丁目, 瀬戸1~2丁目, 横浜新町1~5丁目, 横浜西町, 横浜東町, 瀬戸南町1~2丁目, 横浜南町
	御置瀬	御置瀬
	浦戸	浦戸
	春野	春野町弘岡上, 春野町弘岡中, 春野町弘岡下, 春野町西分, 春野町芳原, 春野町内ノ谷, 春野町西諸木, 春野町東諸木, 春野町秋山, 春野町甲殿, 春野町仁ノ, 春野町西畑, 春野町森山, 春野町平和, 春野町南ヶ丘1~9丁目
北部	土佐山	土佐山菖蒲, 土佐山西川, 土佐山梶谷, 土佐山, 土佐山高川, 土佐山桑尾, 土佐山都網, 土佐山弘瀬, 土佐山東川, 土佐山中切
	一宮	一宮中町1~3丁目, 一宮東町1~5丁目, 一宮西町1~4丁目, 一宮南町1~2丁目, 一宮しなね1~2丁目, 一宮徳谷, 薊野, 薊野西町1~3丁目, 薊野北町1~4丁目, 薊野東町, 薊野中町, 薊野南町, 重倉, 久礼野
	江の口	入明町, 洞ヶ島町, 寿町, 中水道, 幸町, 伊勢崎町, 相模町, 吉田町, 愛宕町1~4丁目, 大川筋1~2丁目, 駅前町, 相生町, 江陽町, 北本町1~4丁目, 栄田町1~3丁目, 新本町1~2丁目, 昭和町, 和泉町, 塩田町, 比島町1~4丁目
	秦	愛宕山, 前里, 東秦泉寺, 中秦泉寺, 三園町, 西秦泉寺, 北秦泉寺, 宇津野, 三谷, 七ツ淵, 加賀野井1~2丁目, 愛宕山南町, 秦南町1~2丁目
	小高坂	宝町, 小津町, 井口町, 三丸, 宮前町, 西町, 大膳町, 山ノ端町, 桜馬場, 城北町, 北八反町, 越前町1~2丁目, 新屋敷1~2丁目, 八反町1~2丁目, 平和町
	上街	上町1~5丁目, 本丁筋, 水通町, 通町
	高知街	唐人町, 与力町, 鷹匠町1~2丁目, 本町1~5丁目, 升形, 帯屋町1~2丁目, 追手筋1~2丁目, 廿代町, 永国寺町, 丸ノ内1~2丁目

高知市教育委員会 高知市教育研究所 特別支援教育班
〒781-8010
住 所 高知市棧橋通二丁目 1-50
電 話 (088) 832-4492
E-mail : kc-201700@city.kochi.lg.jp